平成２８年（フ）第７０４号
東京都八王子市川口町518番地１　９号
債務者　吉田　勝男
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１６３０号
横浜市戸塚区吉田町1045番地　第二野本ビル206号
債務者　平野　永人
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月４日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７１０号
横浜市瀬谷区二ツ橋町435番地２　ウィンベルソロ三ツ境303
債務者　池田麻由子
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月４日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３７２号
静岡市葵区田町２丁目37番地　リタ田町201、旧住所川崎市高津区末長２丁目38番49号アーバン梶ヶ谷101
債務者　中尾　豊樹
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月７日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３９１号
静岡市清水区駒越東町３番55号
債務者　野々村福代
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月７日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４０７号
静岡市清水区南岡町１番３号　駿河ハイツ８号棟201号
債務者　高橋真由美
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月７日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４１６号
静岡市駿河区高松２丁目６番34号　パークハイツ103号
債務者　真柄　洋子
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月７日午前11時15分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４２５号
静岡県焼津市東小川３丁目10番10号　コンフォート201、旧住所静岡県榛原郡吉田町神戸1957番地の30
債務者　森　江里佳（旧姓滝井）
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月７日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４２７号
静岡県島田市南２丁目17番17号
債務者　田代　英機
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月７日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４４２号
静岡市清水区袖師町632番地の５　ヴィラ薫風１番館201
債務者　安田　輝幸
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月７日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４４８号
静岡市清水区袖師町22番地の220
債務者　池下　里佳（旧姓桑原）
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月７日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２５号
愛媛県大洲市阿蔵甲1258番地１
債務者　重藤マユミ
1　決定年月日時　平成28年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月４日午前11時
松山地方裁判所大洲支部

平成２８年（フ）第８８号
長崎県佐世保市峰坂町８番４号、前住所佐賀県藤津郡太良町大字多良1801番地
債務者　野元　英信
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第９５号
長崎県佐世保市瀬戸越４丁目４番26号　睦ハイツ603、前住所長崎県佐世保市柚木元町2796番地
債務者　橋口　仁美
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係